九　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与（介護保険法第八条の二第十項に規定する介護予防福祉用具貸与をいう。第十七条第九号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日
十　法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売をいう。第十七条第十号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

第八条　法第十七条の十四第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第八条の二第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。第十八条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
ハ　当該事業の開始の予定年月日
二　法第十七条の十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。第十八条第二号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の十四第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
ハ　当該事業の開始の予定年月日

第九条　法第十七条の十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十七条の十四第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
二　法第十七条の十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。第十九条第八号において同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
三　当該事業の開始の予定年月日

第十条　法第十七条の十四第四項第八号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
二　法第十七条の十四第四項第八号ロの施設の名称
三　営業の種別（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。）

（法第十七条の十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意）

第十一条　認定市町村は、法第十七条の十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

（法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準）

第十二条　法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　協議会を構成する団体であること。
二　生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
三　前号の相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
四　その構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

（法第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
一　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図
ニ　利用者の推定数
ホ　当該事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ　運営規程
ト　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
チ　当該居宅サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
リ　当該事業に係る資産の状況
ヌ　当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項
ル　介護保険法第七十条第二項各号（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、同項第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
ヲ　役員の氏名、生年月日及び住所
二　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要
ニ　当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ホ　運営規程
ヘ　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
ト　当該居宅サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
チ　当該事業に係る資産の状況